

# 投票所一覧表

投票区	地区	あなたの住んでいる所	あなたの投票所
第1	日章	前永田、高見、高田、藤宮、徳常、笠松、北組、中組、南組、王子	日章宮農生活改善センター
第2		都築紡績、上唎内、本村、駅前、東町、中町、西町、永田	南国市農協立田出張所
第3		下唎内、表西、新屋、土居、中須、開田、大学、空港、高専	物部公民館
第4		下島、久枝	久枝公民館
第5	大嶺	野田口、能間、城跡、榎田町、朝日町、稲吉、警察学校寮、西窪、新川	大嶺小学校体育館
第6		山崎、八木、田井、美、竹中、西野々、南海学園、住吉野、大嶺団地、伊達野	竹中公民館
第7		篠原東、篠原西、篠原北、南小電南	篠原中央公民館
第8		明見	明見公民館
第9	稲生	立石、千田木、土居谷、衣笠、丸山、井川、千屋崎	稲生地区公民館
第10		中谷、林谷、西谷、小久保、芦ヶ谷、北地	小久保公民館
第11	十市	人形谷、楠上、錦城、栗山、東坪池、西坪池、札幌、緑ヶ丘	十市保育所
第12		剣尾、東組、国政、土居谷、西和	土居健治氏方車庫
第13		大小浜、八丁、阿戸、丸山	阿戸公民館
第14		岡上、北組、中組、南組、寺山	片山公民館
第15	三和	上畑、室屋、小田村、土居、立石、馬橋、山口、野尻	三和地区公民館
第16		東塚、中ノ丁、細工所、八松	中ノ丁公民館
第17		中田、本村、岩坂	浜改田公民館
第18		浜庄	浜田公民館
第19	前浜	西紐、中組、寺家、久保、東組、浜窪	高木正平氏方車庫
第20		里紐	下田村共同利用施設(下田村集会所)
第21	後免	後免町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・東町	後免町公民館
第22	長岡	西山、南陣山	西山公民館
第23		北陣山、南三島、北三島	南三島公民館
第24		上末松、下末松、上竹枝、古市、祈年	長岡東部公民館
第25		一区、二区、三区東、三区西、四区、中央町地	南国市立中央第五集会所
第26		五区、六区東、六区西、七区東、七区西	南国市立中央第一集会所
第27		東崎東部、東崎西部、駅前町、日吉町	宇田公民館
第28	西島、北小龍、八区、南小龍、祈年団地、小山団地、土佐希望の家、清風園	南国市立中央第四集会所	
第29	国府	比江、匡分、左右山	国府小学校
第30	久礼田	植田北、植田南、植田西	植田公民館
第31		沖ノ土居、石堂、中ノ北、中南、西北、西南、高石	久礼田体育館
第32		植野東、植野中、植野西北、植野西南、領石北、領石中、領石南	植野公民館
第33	瓶岩	穴崎、亀岩、外山、才谷	瓶岩幼稚園
第34		成合、天行寺	成合天行寺公民館
第35	上倉	一道木、葭野、中ノ谷、中平、滝下、小滝、中組、番承、中部、小倉	白木谷地区公民館
第35		八京	岡崎豊氏方倉庫
第37	上倉	奈路東、奈路西、奈路北	奈路公民館
第38		中谷、上倉	西原慶氏方
第39		桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川	黒滝部落公民館
第40	岡豊	笠ノ川、八幡	八幡公民館
第41		小蓮、定林寺、滝本、蒲原、蒲原団地、蒲原住宅	定林寺公民館
第42	野庄	中島、常通寺島、江村、吉田、小電	中島消防屯所
第43		上野田、下野田、西野田	野田地区公民館
第44		包末、金地	包末部落公民館
第45	岩村	福船、堀ノ内	岩村地区公民館

# 日本の進路を決めるこの一票

7月26日は参議院議員選挙の投票日

任期満了に伴う第十六回参議院議員通常選挙の投票が、七月二十六日に行われます。投票の受け付けは午前七時から午後八時まで(成合、天行寺、中谷、上倉、桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川は午後四時まで)です。  
あなたの一票を大切に。

## 投票できるのは

現在住んでいる場所で投票できるのは、次の皆さんです。  
○昭和四十七年七月二十七日までに生まれた方  
○平成四年四月七日までに南国市に転入届をし、引き続き住んでいる方  
※今年七月一日以降に市内で住所を変わり、転居届を出された方は、前の住所の投票所へ行ってください。

## 投票所入場券を忘れずに

各世帯に投票所入場券を配布します。投票日には、投票所入場券を持って、別表の投票所へ行ってください。不在者投票の場合も投票所入場券を持参してください。

## 転出入をした方は

○平成四年三月七日以降に南国市から他の市町村へ転出し、転出先の選挙人名簿に登録されていない方は、南国市で投票や不在者投票ができます。  
○七月七日現在で選挙時登録を行いますので、平成四年四月八日以後に南国市に転入届を出した方は南国市では投票できませんが、前の住所地で投票や不在者投票ができます。

## 不在者投票

投票日に次のような理由で投票所に行けない方は、七月八日から七月二十五日までの間に不在者投票ができます。  
不在者投票は、八時三十分から五時まで選挙管理委員会(市役所四階)で受け付けていますので、印鑑を持っておいでください。



○投票区以外で仕事をしている場合  
○やむを得ない用事や事故で市外に旅行または滞在している場合  
○病気、けが、妊娠、身体の不都合、産褥のため、歩くのが難しい場合  
○監獄、少年院、婦人補導院などに収容、養老院、老人ホームなどに入所されている場合  
○病院や老人ホームなどの場合は、一部投票できる場所もありますので、それぞれの病院等でお尋ねください。

## 郵便によって投票してほしい

次の方のうち、本人が申請し、選挙管理委員会が郵便投票証明書を交付した方は、郵便で投票ができます。七月二十三日午後五時までに、選挙管理委員会にある請求書に郵便投票証明書を添えて、選挙管理委員会に提出してください。

## 代理投票

身体障害者や字が書けない方も、投票日に投票所に行けば、補助者に代理記載をしてもらうという方法で投票できます。不在者投票の場合も代理投票ができます。  
※選挙についてのお問い合わせは、南国市選挙管理委員会(8市役所内線441)まで

添えて、選挙管理委員会に投票用紙等の交付を申請してください。  
公示日以前でも請求できます。郵便事情などで遅れる場合もありますので、できるだけ早く請求してください。  
○身体障害者手帳に、両下肢または体幹の障害が二級から三級、心臓、腎臓、呼吸器の障害が一級から二級、二級、心臓、腎臓、呼吸器の障害が特別項症から第三項症までの記載のある方  
※郵便投票証明書の有効期限は、交付日から四日間です。有効期限が切れる方は、請求書に身体障害者手帳や職傷者手帳などを添えて請求することができます。